

文化芸術活動支援

ガイドブック

和歌山県企画部企画政策局文化学術課

# 目 次

助成事業等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～6

## 事業概要

### 実施者別

○文化庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7～13
○和歌山県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
○財団法人 自治総合センター・・・・・・・・・・・・・・・・	16～20
○財団法人 地域創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21～24
○独立行政法人 日本芸術文化振興会・・・・・・・・	25～38
○公益財団法人 アイスタイル芸術スポーツ振興財団	39
○公益財団法人 朝日新聞文化財団・・・・・・・・	40～41
○公益財団法人 アフィニス文化財団・・・・・・・・	42
○公益財団法人 音楽文化創造・・・・・・・・	43
○公益財団法人 関西・大阪21世紀協会	44
○公益財団法人 野村財団・・・・・・・・	45
○公益財団法人 ポーラ伝統文化振興財団	46
○公益財団法人 ポーラ美術振興財団	47
○公益財団法人 三井住友海上文化財団	48～49
○公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団	50
○公益財団法人 明治安田クオリティーオブライフ文化財団	51
○財団法人 ヤマハ音楽振興会	52
○公益財団法人 ロームミュージックファンデーション	53
○公益財団法人 かけはし芸術文化振興財団	54
○公益財団法人 セゾン文化財団	55
○公益財団法人 花王芸術・科学財団	56
○公益財団法人 カメイ社会教育振興財団	57
○公益財団法人 企業メセナ協議会	58
○財団法人 上月財団	59
○独立行政法人 国際交流基金	60
○公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団	61

注：本冊子には、ジャンルや対象で事業を検索できるよう一覧表を掲載しています。個々の事業内容につきましては、実施者により変更される可能性があるため、各助成事業のホームページ等により、随時、最新情報にご留意のうえ、ご活用ください。

また、ここに掲載している事業以外にも、さまざまな文化芸術支援が存在します。

# 実施者別





事業名	所管	概要	ページ	区分	ジャンル(文化・国際)											対象等						申請時期(概ね)				
					音楽	美術写真	演劇	舞踊	伝統芸能・民俗芸能	芸能	生活文化・国民娯楽	メディア芸術	文化財	ジャンル指定なし	その他	国際交流	団体等	個人	実行委員会	市町村	文化会館		美術館			
21 美術の創造普及活動	(独)日本芸術文化振興会	国民が広く美術に親しめる環境の醸成に資する美術の創造普及のための展示活動を支援	27	助成		○								○	○											前年度11月頃
22 多分野共同等芸術創造活動	(独)日本芸術文化振興会	特定の芸術分野にしばられない芸術創造活動や芸術家及び芸術家のグループが行う新しい芸術分野を切り開くような独創性に富んだ芸術創造活動を支援	28	助成										○												前年度11月頃
23 国内映画祭	(独)日本芸術文化振興会	映画芸術の普及・発展に寄与することを目的として開催される大規模で優れた映画祭を支援	29	助成											○									○		前年度11月頃 当該年度5月頃
24 日本映画上映活動	(独)日本芸術文化振興会	多様な鑑賞機会の充実に資する特色ある日本映画の上映活動を支援	30	助成												○									○	前年度11月頃 当該年度5月頃
25 地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演)	(独)日本芸術文化振興会	地域の文化の振興を目的として行う、文化会館等の地域の文化施設の公演を支援	31	助成	○			○	○	○																前年度11月頃
26 地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)	(独)日本芸術文化振興会	地域の文化の振興を目的として行う、美術館等の地域の文化施設の展示を支援	32	助成		○																				前年度10月頃
27 アマチュア等の文化団体活動	(独)日本芸術文化振興会	アマチュア、青少年等の文化団体が行う文化の振興又は普及を図るための公演、展示その他の活動を支援	33	助成	○	○	○	○	○	○							○									前年度11月頃
28 歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動	(独)日本芸術文化振興会	地域の文化の振興を目的として行う、伝統的建造物群、文化的景観等の文化財を保存し、又は活用する活動を支援	34	助成																						前年度11月頃
29 民俗文化財の保存活用活動	(独)日本芸術文化振興会	全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援	35	助成																						前年度11月頃
30 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	(独)日本芸術文化振興会	文化の振興又は普及を図り、伝統工芸技術・文化財保存技術の復元・伝承そのた文化財を保存する活動を支援	36	助成																						前年度11月頃

◎は必須

事業名	所管	概要	ページ	区分	ジャンル(文化・国際)											対象等						申請時期(概ね)					
					音楽	美術写真	演劇	舞踊	伝統芸能・民俗芸能	芸能	生活文化・国民娯楽	メディア芸術	文化財	ジャンル指定なし	その他	国際交流	団体等	個人	実行委員会	市町村	文化会館		美術館				
31 映画製作への支援	(独)日本芸術文化振興会	優れた映画の製作活動を奨励し、映画芸術の振興を図るため、日本映画の製作活動を支援	37	助成																							前年度11月頃 当該年度5月頃
32 国際芸術交流支援事業	(独)日本芸術文化振興会	芸術団体の水準向上と国際発信力の強化を図り、国内外で実施する実演芸術の公演活動を支援	38	助成	○			○	○	○							多分野共同	○									前年度11月頃
33 現代芸術振興助成	(公財)アイスタイル芸術スポーツ振興財団	現代アートの制作・展示活動への助成支援	39	助成		○													○	○						前年度12月～1月頃	
34 芸術への活動助成	(公財)朝日新聞文化財団	音楽会、美術展覧会等の実施を支援	40	助成	○	○				○										○	○	○	○	○	○	前年度7～11月頃	
35 文化財保護活動への助成	(公財)朝日新聞文化財団	指定文化財を中心とする人類共有の文化遺産を将来の世代に継承していくために実施	41	助成											○	歴史遺産			○							前年度6月頃	
36 国内プロオーケストラへの助成	(公財)アフィニス文化財団	国内のプロ・オーケストラが主催する演奏会(自主演奏会)及び楽団に所属する個人を支援	42	助成	○														○	○						前年度11月頃	
37 「国際音楽の日」記念事業に関する助成	音楽文化創造	「国際音楽の日」の趣旨に則った、地域の生涯学習音楽活動を支援	43	助成	○														○							前年度12～1月頃	
38 日本万博博覧会記念基金事業	(公財)関西・大阪21世紀協会	万博の成功を記念するにふさわしい国際相互理解の促進に資する活動や文化的活動を助成	44	助成														○			○					前年度7～9月頃	
39 芸術・文化分野にかかる助成	(公財)野村財団	音楽・美術分野における若手芸術家の人材育成活動、国際交流活動を支援	45	助成	○	○										留学		○	○	○	○	○	○	○	○	前年度10月頃 当該年度4月頃	
40 ポーラ伝統文化振興財団助成金	(公財)ポーラ伝統文化振興財団	伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能及び行事など、日本の無形の伝統文化財の記録や研究、保存・伝承活動において、有効な成果が期待できる事業を支援	46	助成						○					○	伝統工芸技術			○	○	○	○				前年度2～3月頃	

事業名	所管	概要	ページ	区分	ジャンル(文化・国際)										対象等						申請時期(概ね)					
					音楽	美術写真	演劇	舞踊	伝統芸能・民俗芸能	芸能	生活文化・国民娯楽	マイア芸術	文化財	ジャンル指定なし	その他	国際交流	団体等	個人	実行委員会	市町村		文化会館	美術館			
41 ポーラ美術振興財団助成金	(公財)ポーラ美術振興財団	芸術分野で活動している方々より、研究活動テーマを広く募集し、助成	47	助成		○																			前年度10～11月頃	
42 文化の国際交流活動に対する助成	(公財)三井住友海上文化財団	地域における文化の振興を目的とし、音楽・郷土芸能の分野で有意義な国際交流活動をおこなうアマチュア団体を支援	48	助成	○					○							◎		○							前年度10～11月頃
43 地域住民のためのコンサート	(公財)三井住友海上文化財団	地域における文化の振興を支援するため、各地の公立文化ホールに当財団が著名な演奏家を派遣し、都道府県ならびに市町村と共同主催で、地域の方々へ質の高いコンサートを提供	49	共催	○																	○	○		前年度8～9月頃	
44 三菱UFJ信託地域文化財団助成金	(公財)三菱UFJ信託地域文化財団	音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野におけるアマチュア団体の公演、美術館が企画する展覧会等を支援	50	助成	○	○	○			○									○		○	○	○	○	前年度8～11月頃	
45 地域の伝統文化保存維持費用助成	(公財)明治安田クオリティーオブライフ文化財団	地域の民俗芸能及び民俗技術の継承活動、特に後継者育成のための諸活動を支援	51	助成						○									○	○					前年度1月頃	
46 ヤマハ音楽支援制度	ヤマハ音楽振興会	優秀で意欲的な音楽学生、社会人、音楽家や研究者の方々の音楽活動を支援	52	助成	○														○	○					前年度11～12月頃	
47 音楽活動への助成	(公財)ロームミュージックファンデーション	演奏会・音楽の調査研究に対する助成金の支給、音楽を学ぶ学生への奨学金の給付	53	助成	○														○	○	○	○		○	前年度8～9月頃	
48 『電子技術を活用した芸術文化』の振興と普及に対する助成	(公財)かけはし芸術文化振興財団	「電子技術を活用した芸術文化」の振興及び普及を目的とし、この分野における「公演」「講演会」「調査・研究」などの優れた活動に対して助成、電子楽器を学ぶ学生への奨学金支給	54	助成	○														○	○	○	○			前年度1月頃	
49 現代演劇・舞踊対象公募プログラム	(公財)セゾン文化財団	日本の現代演劇・舞踊の振興及び国際交流の促進に寄与する事業を助成。	55	助成				○	○												○				前年度8～9月頃	
50 芸術文化活動への助成	(公財)花王芸術・科学財団	美術館等の美術展覧会、美術に関する研究成果の出版、音楽公演、音楽を対象とする専門的研究活動への助成	56	助成	○	○													○	○	○	○	○	○	前年度10～11月頃	
51 文化及び芸術等の振興に対する助成	(公財)カメイ社会教育振興財団	団体等が行う文化及び芸術等の社会教育活動又はこれを促進するための事業	57	助成	○	○	○	○	○	○	○														前年度3月～実施年度4月頃	

◎は必須

事業名	所管	概要	ページ	区分	ジャンル(文化・国際)										対象等					申請時期 (概ね)						
					音楽	美術 写真	演劇	舞踊	伝統 芸能・ 民俗 芸能	芸能	生活 文化・ 国民 娯楽	マイ ア 芸術	文化 財	ジャン ル 指 定 な し	その他	国際 交流	団体 等	個人	実行 委員 会		市町 村	文化 会館	美術 館			
52 助成認定制度	(公財) 企業メセナ協議会	企業や個人が公益社団法人である協議会を通じて芸術・文化活動への寄付を行うと、税制上の優遇措置が受けられる制度。これにより支援する側の税負担が軽減されて支援しやすくなり、ひいては芸術・文化活動をおこなう側が、企業や個人からの寄付金を集めやすくなります。	58	助成																					年4回	
53 クリエイター育成事業	(一財)上月財団	クリエイター(デジタルアーティスト・イラストレーター・漫画家等)を目指す15~25歳程度の個人に対する助成	59	助成										○												当該年度2~5月頃
54 文化芸術の国際交流	(独)国際交流基金	多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介する公演、講演、デモンストレーション、造形美術、映像、文芸の事業を支援	60	助成																					前年度11月頃~ 当該年度5月	
55 地域文化の活動に対する助成	(公財)全国税理士共栄会文化財団	地域における優れた芸術文化の振興に資する芸術活動、伝統芸能、伝統工芸技術にかかる事業を助成	61	助成	○		○	○	○																前年度6~10月頃	

事業名	<b>劇場・音楽堂等機能強化推進事業</b>
実施者	文化庁/（独法）日本芸術文化振興会 問合せ先：（独）日本芸術文化振興会基金部地域文化助成課 （住所）〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 （TEL）（03）3265-6032 （FAX） （Email） gekijo-ongakudo@ntj.jac.go.jp <a href="http://www.gekijo-ongakudo.ntj.jac.go.jp/">http://www.gekijo-ongakudo.ntj.jac.go.jp/</a>
分野	音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の発信、人材養成、普及啓発、劇場・音楽堂等間のネットワーク強化
内容	劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援 （対象事業） （1）劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業（R4は募集無し） 国内トップレベルの劇場・音楽堂等が、自らの強み・特色を活かして、実演芸術の水準向上、地域コミュニティの創造と再生をはじめとする様々な社会的課題の解決を目指す戦略的な事業計画を支援 （2）地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 地域の中核的役割を担う劇場・音楽堂等が、自らの強み・特色を活かして、地域の文化拠点としての機能をより一層発揮する取組（公演事業、人材養成事業、普及啓発事業）を支援 （3）共同制作支援事業 複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動を支援 （4）劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業 劇場・音楽堂等相互の連携協力の促進を図るとともに、国民及び外国人がその居住する地域等に関わらず、等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対して支援
申請者	（1）劇場・音楽堂等の設置者または運営者（実績要件あり） （2）劇場・音楽堂等の設置者または運営者、実行委員会 （3）劇場・音楽堂等の設置者または運営者 （4）劇場・音楽堂等の設置者または運営者、実演芸術団体
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	（1）助成率 1/2以内かつ自己負担金の範囲内（年度ごとに上限7,000万円、バリアフリー・多言語対応については上記とは別に上限200万円助成） （2）助成率 1/2以内かつ自己負担金の範囲内（上限4,000万円、下限あり、バリアフリー・多言語対応については上記とは別に上限50万円助成） （3）助成率 1/2以内かつ自己負担金の範囲内（バリアフリー・多言語対応については上記とは別に上限250万円助成） （4）旅費及び運搬費を支援（上限3,000万円、バリアフリー・多言語対応については上記とは別に上限50万円助成）
特記事項	

事業名	国際共同製作映画への支援
実施者	文化庁参事官（芸術文化担当）付 映画振興係 (住所) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (TEL) 03-5253-4111 (FAX) (Email) media@mext. go. jp <a href="http://www.bunka.go.jp/shinsei-boshu/kobo/">http://www.bunka.go.jp/shinsei-boshu/kobo/</a>
分野	映画製作
内容	映画による国際文化交流を推進し、日本映画の振興に資するため、国際共同製作による映画の製作活動を支援  (1) 劇映画 上映時間が1時間以上で、35mm以上のポジフィルム又はDCP（デジタルシネマパッケージ）によるもの。補助対象経費が1億円以上のもの。  (2) アニメーション映画 上映時間が1時間以上で、35mm以上のポジフィルム又はDCP（デジタルシネマパッケージ）によるもの。補助対象経費が1億円以上のもの。  (3) 特別製作映画（劇・アニメーション） 上映時間が1時間以上で、35mm以上のポジフィルム又はDCP（デジタルシネマパッケージ）によるもの。補助対象経費が3億円以上のもの。
申請者	映画の製作活動を行うことを主たる目的とする日本の団体 （原則として、過去に一般に広く公開された映画を製作した団体）
募集時期（概ね）	完成時期の前年度1月頃
決定時期（概ね）	内定：完成時期の前年度3月頃
助成率等	自己負担金の額の範囲内で、補助対象経費の1/5以内 (上限(1)(2)は5,000万円、(3)は1億円) バリアフリー字幕・音声ガイド制作費、多言語字幕制作について、実費（上限100万円）を加算
特記事項	原則、完成後1年以内で映画館において、1週間以上かつ各日3回以上有料で公開されるものが対象 特別製作映画（劇・アニメーション）については、通常の劇・アニメーションに振替わる可能性あり

事業名	文化芸術による子供育成推進事業
実施者	文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室芸術教育推進係 (住所) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (TEL) 03 (5253) 4111 (FAX) (Email) artedu@mext. go. jp <a href="http://www.kodomogeijutsu.go.jp/">http://www.kodomogeijutsu.go.jp/</a>
分野	子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する機会や一流の芸術家から指導を受ける機会を提供する
内容	小・中学校等に一流の文化芸術団体や芸術家を派遣し、公演や指導を行うことで、次代の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげる。 (対象事業) (1) 巡回公演事業 文化庁が選定した文化芸術団体が、学校の体育館などでオーケストラや演劇等の巡回公演、ワークショップ及び体験プログラムを実施 (2) 芸術家の派遣事業 小学校、中学校等に一流の芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導を実施 分野：音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術 ※会場は原則、開催校の施設（教室・体育館等） 地域の文化施設も可
申請者	(1) 義務教育諸学校 代表者 (2) 小中高・特別支援学校・中等教育学校 義務教育学校
募集時期（概ね）	(1) 前年度1月～2月頃 (2) 前年度10月頃
決定時期（概ね）	当該年度4月頃
助成率等	(1) 出演料、出演者旅費、児童生徒の移動にかかる経費の一部等を文化庁が負担 (2) 謝金、旅費、楽器運搬費等を文化庁が負担
特記事項	業務委託のため、事業に関する問い合わせ先は下記のとおり。 文化芸術による子供育成推進事業事務局 近畿日本ツーリスト(株) 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F (公務営業支店内) TEL: 0570-064-203 (平日10:00-17:00) Email: (令和5年度) h5-kodomogeijutsu@gp. knt. co. jp

事業名	<b>新進芸術家海外研修制度</b>
実施者	<b>文化庁</b> (住所) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (TEL) 03-5253-4111 (FAX) 03-6734-3815 (Email) <a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/geiitsubunka/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/geiitsubunka/</a>
分野	研修
内容	新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員及び評論家等が、海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援  分野：美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等  研修の種別：1年、2年、3年、特別、高校生 短期研修、長期研修
申請者	下記の条件を満たす者 ・日本国籍又は日本の永住資格を有すること ・申請する研修の年齢条件を満たすこと ・専門とする分野で芸術活動の実績があること ・外国での研修に堪えうる語学力を有すること ・研修先の施設の受入保証（受入先が個人である場合を含む）があること ・保護者の同意があること（高校生研修のみ） ・研修開始時に、義務教育を終了していること（高校生研修のみ） ・研修等開始時において、日本に居住し、研修等終了後には帰国する者であること。（短期前後期）
募集時期（概ね）	8月頃
決定時期（概ね）	3月頃（特別研修は12月頃）
助成率等	往復の渡航費、支度料、滞在費
特記事項	業務委託のため、事業に関する問い合わせ先は下記のとおり。  「新進芸術家海外研修制度」事務局 株式会社JTBコミュニケーションデザイン事業共創部コンベンション 第一事業局内 E-mail: zaiken2022@jtbcom.co.jp TEL: 03-5657-0865

事業名	<b>文化芸術創造拠点形成事業</b>
実施者	<b>文化庁参事官（生活文化担当）付</b> (住所) 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4 (TEL) 075-451-4111 (FAX) (Email) <a href="https://www.chiikiglocal.go.jp/faq/index.html">https://www.chiikiglocal.go.jp/faq/index.html</a>
分野	音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等
内容	地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援  (対象事業) (1) 先進的文化芸術創造活用拠点形成事業 公共団体が地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する持続的な地域経済の活性化や共生社会の実現等につながる先進的な取組等を支援  (2) 文化芸術創造拠点形成事業 地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組を支援  (3) 文化芸術創造拠点形成事業（地域における文化施策推進体制の構築促進） 地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援
申請者	都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
募集時期（概ね）	前年度1月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	① 補助対象経費の2分の1以内の額が上限 ② 8,000万円を上限 ③ 申請者自己負担額の5倍以内の額を上限 ④ 自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限
特記事項	業務委託のため、応募書類提出に関する問い合わせ先は下記のとおり。  「文化芸術創造拠点形成事業事務局」 TEL：0570-550-064（平日10:00～17:00） E-mail:kbc-bunkabase@gp.knt.co.jp

事業名	優秀映画鑑賞推進事業
実施者	文化庁 国立映画アーカイブ 問い合わせ先：株式会社オーエムシー (住所)〒160-0004 東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑アネックスビル (TEL)03-5362-0120 (FAX)03-5362-0121 (Email) <a href="http://www.omc.co.jp/film/">http://www.omc.co.jp/film/</a>
分野	映画（上映）
内容	広く国民に優れた映画鑑賞の機会を提供するため、日本各地の公立文化施設と連携・協力して、所蔵映画フィルムの巡回上映を全国の会場で実施  (対象事業)  会場施設等が、(独)国立美術館 国立映画アーカイブから提供される映画フィルムを上映する事業。
申請者	公立文化施設等の長 (県がとりまとめて提出)
募集時期（概ね）	前年度1月頃
決定時期（概ね）	当該年度4月頃
助成率等	(独)国立美術館 国立映画アーカイブは、会場施設等が希望する映画フィルムを提供、輸送し、会場施設等の主催者が、上映活動、広報、講演等を実施する。
特記事項	

事業名	<b>アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業</b>
実施者	<b>文化庁地域文化創生本部暮らしの文化・アートグループ</b> (住所) 〒605-8505京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3 (TEL) 075-330-6731 (FAX) 075-561-3511 (Email) kurashi@mext. go. jp <a href="http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/">http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/</a>
分野	文学、音楽、美術、演劇、舞踊、芸能、生活文化、文化財等
内容	国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供する、アーティスト・イン・レジデンス（AIR）事業を支援  ○拠点的事業支援 海外の芸術家等を積極的に受け入れており、国内外の芸術家等が双方へ往来し交流を行う又は行うことが見込まれる取組かつ国内外のAIR実施団体との連携により、AIR活動の促進を図る意欲のある取組を支援。
申請者	地方公共団体又は法人、実行委員会、文化芸術関係の専門家による団体（要件有り）
募集時期（概ね）	前年度1月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	700万を上限
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	文化・スポーツ振興助成事業
実施者	<p>①文化 和歌山県（文化学術課） （住所）〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 （TEL）073-441-2052 （FAX）073-436-7767 （Email）e0221001@pref.wakayama.lg.jp</p> <p>②国際交流 和歌山県（国際課） （住所）〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 （TEL）073-441-2057 （FAX）073-433-1192 （Email）e0223001@pref.wakayama.lg.jp</p> <p>③スポーツ 和歌山県教育委員会（スポーツ課） （住所）〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 （TEL）073-441-3695 （FAX）073-433-4408 （Email）e5001001@pref.wakayama.lg.jp</p>
分野	文化、国際交流、スポーツ
内容	<p>文化、スポーツの振興と国際交流の推進を図り、地域の活性化を図るため、県民の自主的かつ主体的な活動に要する経費の一部を支援</p> <p>（対象事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化振興事業</li> <li>②国際交流事業</li> <li>③スポーツ大会開催事業</li> </ul>
申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内に活動の本拠がある団体、法人</li> <li>②（公社）和歌山県体育協会又は加盟団体等</li> <li>③県内に活動の本拠がある団体、法人 本県出身者又はその子孫を主な構成員とする海外の団体</li> </ul>
募集時期	前年度2月頃
決定時期	当該年度4月上旬
助成率等	<p>対象経費の1/2以内または自己負担額（事業費から収入を引いた金額）のうち、どちらか低い額の範囲内。</p> <p>※助成対象経費が40万円未満の事業や助成申請額が20万円未満の事業（ただし、本県出身者を主な構成員とする海外の団体及び「障害等による垣根を越えた文化芸術交流事業」については、助成対象経費20万円未満の事業や助成申請額が10万円未満の事業）、本助成がないと実施できない事業は対象外。</p>
特記事項	県費による他の助成金等を得ている事業等については対象外

事業名	<b>地域・ひと・まちづくり補助事業 (地域文化育成事業分)</b>
実施者	<b>和歌山県（地域政策課、各振興局）</b>  (住所) 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  (TEL) 073-441-2371 (FAX) 073-441-2377  (Email) e0202001@pref.wakayama.lg.jp
分野	地域文化
内容	各振興局管内において、地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業を支援  (対象事業) 以下の要件を満たす地域文化育成事業  (1) 国や県などの他の補助金を受けていないこと (2) 設整備等のハード事業でないこと (3) 事業費が30万円以上であること (4) 単に施設の整備・備品等物品の購入等を目的としていないこと (5) 営利目的の事業ではないこと (6) 今後の事業の継続性や事業効果の継続性が認められること (7) 特定の会員などのみを参加対象としていないこと (8) 以前からの定例、慣例にとらわれず新たな要素を取り入れることができること (9) 団体としての活動や活動の継続性が認められること (10) 以前に、当補助事業の採択を受けていないこと
申請者	市町村、一部事務組合、広域市町村圏協議会、広域連合、団体等
募集時期（概ね）	各振興局ごとに募集
決定時期（概ね）	各振興局ごとに決定
助成率等	補助率 1/2 以内（100万円が上限）
特記事項	※各振興局ごとに募集・決定時期等が異なるため、個別にお問い合わせください。県費による他の助成金等を得ている事業等については対象外

事業名	<b>コミュニティ助成事業 (地域の芸術環境づくり助成事業分)</b>
実施者	<b>(一財) 自治総合センター</b>  (住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル13階  (TEL) 03-3504-0841 (FAX) 03-3504-0872  (Email)  <a href="http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity">http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity</a>
分野	音楽、演劇、ダンス、伝統芸能、美術など
内容	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち「地域交流プログラム」を伴う事業を支援  (対象事業) 以下の要件をすべて満たす、公演、展覧会等  要件 (1) 自主性(事業実施者が、自ら主体的に企画し、実施するもの) (2) 地域交流(公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施するもの) (3) 地域性(地域の文化資源等の活用など、当該地域において実施する必然性が認められるもの) (4) 新規性(事業実施主体が、申請に際して新たに企画し、実施するもの) (5) 会場(公演、展覧会は、原則として、助成申請をする市町村の区域に所在する公立文化施設を会場とするもの) (6) 入場料(公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収すること)
申請者	市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会(県がとりまとめて提出)
募集時期(概ね)	前年度11月頃
決定時期(概ね)	前年度3月頃
助成率等	助成率 500万円が上限 ただし、事業実施主体が実行委員会の場合は、市町村が負担する額
特記事項	宝くじの広報表示要

事業名	宝くじ文化公演
実施者	<p>(一財) 自治総合センター</p> <p>(住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル13階</p> <p>(TEL) 03-3504-0841 (FAX) 03-3504-0872</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2">http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2</a></p>
分野	交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会
内容	<p>交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の公演を実施し、宝くじの普及広報を行う。</p> <p>(対象事業) 県内2市町村の会場で各1日ずつ、連続する2日間で実施する同一の事業</p> <p>開催する市町村は、公演内容を企画し申請する。（自主事業として具体的に取組む事業）</p> <p>主催者は、開催地となる地方公共団体（市町村）及び自治総合センター。（都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、主催者に加えることができる。）</p>
申請者	市町村、広域連合等（県がとりまとめて申請）
募集時期（概ね）	前年度9月頃
決定時期（概ね）	<p>(内定) 前年度11月頃</p> <p>(決定) 当該年度4月頃</p>
助成率等	<p>以下の経費は開催地が負担し、その他の経費を自治総合センターが負担</p> <p>①会場使用料 ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料 ③運営スタッフ（受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他）の費用及び付随経費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供） ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料（演目により必要となる場合がある。） ⑧新聞、広報誌等の広報費 ⑨入場券の売り捌き手数料 チケット売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド）やオンラインチケット販売会社を活用する場合についてのみ、設定できる。（ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。）</p> <p>※入場料収入（売捌手数料控除後）の50%を開催地の収入とすることができる。</p>
特記事項	宝くじの広報表示要

事業名	宝くじふるさとワクワク劇場
実施者	<p>(一財) 自治総合センター</p> <p>(住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル13階</p> <p>(TEL) 03-3504-0841 (FAX) 03-3504-0872</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2">http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2</a></p>
分野	落語、漫才等
内容	<p>落語、漫才などの公演を実施し、地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、宝くじの普及広報を行う。</p> <p>(対象事業) 自治総合センターが決定した落語、漫才等にかかる出演者と、開催地の地元出演者による公演</p> <p>主催者は、開催地となる地方公共団体（市町村）及び自治総合センター。 （都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、主催者に加えることができる。）</p> <p>※会場は収容人数が概ね800人以上の公立の文化施設等</p>
申請者	市町村、広域連合等（県がとりまとめて申請）
募集時期（概ね）	前年度9月頃
決定時期（概ね）	<p>(内定) 前年度11月頃</p> <p>(決定) 当該年度4月頃</p>
助成率等	<p>以下の経費は開催地が負担し、その他の経費を自治総合センターが負担</p> <p>①会場使用料 ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料 ③運営スタッフ（受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他）の費用及び付随経費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供） ⑦新聞、広報誌等の広報費 ⑧地元出演者の募集及び参加に関する経費 ⑨入場券の売り捌き手数料 チケット売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド）やオンラインチケット販売会社を活用する場合についてのみ、設定できる。（ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。）</p> <p>※入場料収入（売捌手数料控除後）の50%を開催地の収入とすることができる。</p>
特記事項	宝くじの広報表示要

事業名	宝くじまちの音楽会
実施者	<p>(一財) 自治総合センター</p> <p>(住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル13階</p> <p>(TEL) 03-3504-0841 (FAX) 03-3504-0872</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2">http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2</a></p>
分野	歌唱、合唱
内容	<p>地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設ける公演を実施し、宝くじの普及広報を行う。</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治総合センターが指定する演目の中から希望する。</li> <li>・自治総合センターが決定した出演者と、開催地が募集・選定した小学生以上の地元合唱団による公演</li> </ul> <p>主催者は、開催地となる地方公共団体（市町村）及び自治総合センター。（都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、主催者に加えることができる。）</p> <p>※会場は収容人数が概ね800人以上の公立の文化施設等。</p>
申請者	市町村、広域連合等（県がとりまとめて申請）
募集時期（概ね）	前年度9月頃
決定時期（概ね）	<p>（内定）前年度11月頃</p> <p>（決定）当該年度4月頃</p>
助成率等	<p>以下の経費は開催地が負担し、その他の経費を自治総合センターが負担</p> <p>①会場使用料 ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料  ③運営スタッフ（受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他）の費用及び付随経費  ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代  ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供）  ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧新聞、広報誌等の広報費  ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費  ⑩入場券の売り捌き手数料  チケット売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド）やオンラインチケット販売会社を活用する場合についてのみ、設定できる。（ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。）</p> <p>※入場料収入（売捌手数料控除後）の50%を開催地の収入とすることができる。</p>
特記事項	宝くじの広報表示要

事業名	宝くじおしゃべり音楽館
実施者	<p>(一財) 自治総合センター</p> <p>(住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル13階</p> <p>(TEL) 03-3504-0841 (FAX) 03-3504-0872</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2">http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2</a></p>
分野	音楽
内容	<p>地域の人々に上質な音楽を提供し、宝くじの普及広報を行う。</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治総合センターが指定する演目</li> <li>・自治総合センターが決定した出演者と、開催地が募集選定した小学生以上の地元出演者による公演</li> </ul> <p>主催者は、開催地となる地方公共団体（市町村）及び自治総合センター。 （都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、主催者に加えることができる。）</p> <p>※会場は収容人数が概ね800人以上の公立の文化施設等。</p>
申請者	市町村、広域連合等（県がとりまとめて申請）
募集時期（概ね）	前年度9月頃
決定時期（概ね）	<p>(内定) 前年度11月頃</p> <p>(決定) 当該年度4月頃</p>
助成率等	<p>以下の経費は開催地が負担し、その他の経費を自治総合センターが負担</p> <p>①会場使用料 ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料 ③運営スタッフ（受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他）の費用及び付随経費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供） ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧新聞、広報誌等の広報費 ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費 ⑩入場券の売り捌き手数料</p> <p>チケット売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド）やオンラインチケット販売会社を活用する場合についてのみ、設定できる。（ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。）</p> <p>※入場料収入（売捌手数料控除後）の50%を開催地の収入とすることができる。</p>
特記事項	宝くじの広報表示要

事業名	<b>地域の文化・芸術活動助成事業</b>
実施者	<p><b>(一財) 地域創造</b></p> <p>(住所) 〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階</p> <p>(TEL) 03-5573-4066 (FAX) 03-5573-4060</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.jafra.or.jp/">www.jafra.or.jp/</a></p>
分野	公立文化施設等にて実施する文化・芸術活動
内容	<p>地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用推進等を図るため、地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>(1) 創造プログラム (一般分、企画制作力向上特別分) 地方公共団体等が地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業</p> <p>(2) 連携プログラム ① 単独では実施できず、連携することで初めて実施できるもので、3以上の地方公共団体等が連携して自ら企画し共同で制作して行う公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業 ② 上記1の事業を実施準備のため、前年度に行う連絡調整事業で地域創造が特に認めるもの</p> <p>(3) 研修プログラム 公立文化施設等の企画運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画、実施する実践的な人材育成研修事業</p> <p>(4) 公立文化施設活性化計画プログラム 公立文化施設の地域において果たすべき役割と、それを実現するための方策を記載した計画を策定する事業</p>
申請者	<p>地方公共団体、指定管理者、公益法人、実行委員会等 ※創造プログラム企画制作力向上特別分は、都道府県、政令指定都市、それらに係る指定管理者等</p> <p>(県が申請をとりまとめて提出)</p>
募集時期 (概ね)	前年度9月頃
決定時期 (概ね)	前年度12月頃
助成率等	<p>(1) 助成率 1/2以内 (1,000万円/年が上限) 助成期間 一般分 2か年もしくは3か年 (各年度の申請及び審査) 企画制作力向上特別分 単年度</p> <p>(2) 助成率 2/3以内 (1団体500万円、全体3,000万円が上限) 助成期間 単年度</p> <p>(3) 助成率 2/3以内 (200万円が上限) 助成期間 単年度</p> <p>(4) 助成率 2/3以内 (200万円/年が上限) 助成期間 2か年以内 (各年度の申請及び審査)</p>
特記事項	上記の事業はいずれも、公立文化施設における利活用の推進を図るための事業である。助成対象期間が複数年の事業については、各年度ごとの申請を審査した上で決定する。

事業名	<b>地域伝統芸能等保存事業</b>
実施者	<p><b>(一財) 地域創造</b></p> <p>(住所) 〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階</p> <p>(TEL) 03-5573-4066 (FAX) 03-5573-4060</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.iafra.or.jp/">www.iafra.or.jp/</a></p>
分野	市町村等が実施する伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)に関する活動
内容	<p>地域の伝統芸能等にかかる映像への記録・保存や、公演等の開催を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>(1) 地方フェスティバル事業 地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を保存・継承するための公演事業を助成。</p> <p>(2) 映像記録保存事業 各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等を記録・保存。また、作成された映像を地域創造においてデジタルコンテンツ化して発信し、地域づくりを図る事業。</p> <p>(3) 保存・継承活動支援事業 地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援を行う事業。</p>
申請者	<p>(1) 都道府県、市町村、一部事務組合、指定管理者、地域創造が認めた公益法人等(特定公益法人)、実行委員会・保存会等</p> <p>(2) 市区町村</p> <p>(3) 市区町村</p> <p>(県が申請をとりまとめて提出)</p>
募集時期(概ね)	前年度9月頃
決定時期(概ね)	前年度12月頃
助成率等	<p>(1) 助成率 1/2以内(上限: 都道府県等200万円、市町村等50万円)</p> <p>(2) 助成率 2/3以内(上限: 200万円)</p> <p>(3) 助成率 1/2以内(上限: 30万円)</p>
特記事項	国指定文化財は対象外

事業名	公立美術館活性化事業
実施者	<p>(一財) 地域創造</p> <p>(住所) 〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階</p> <p>(TEL) 03-5573-4066 (FAX) 03-5573-4060</p> <p>(Email)</p> <p><a href="http://www.jafra.or.jp/">www.jafra.or.jp/</a></p>
分野	公立美術館等にて実施する巡回展等
内容	<p>(一財) 地域創造が企画提示する巡回展や、開催館が自主的に企画立案した巡回展、同一都道府県内の複数の開催館が共同で企画立案した展覧会事業を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>(1) 市町村立美術館活性化事業 [市美活] 複数の市町村立美術館の共同巡回展の準備を支援し、準備年度および開催年度に係る経費を助成</p> <p>(2) ①公立美術館共同巡回展開催助成事業 (2か年プログラム) [公美巡2か年] 3館以上による公立美術館の自主企画・制作による、共同巡回展について、その準備年度および開催年度にかかる経費を助成 ②公立美術館共同巡回展開催助成事業 (単年度プログラム) [公美巡単年度] 3館以上による公立美術館の自主企画・制作による、共同巡回展について、(i) 作品借及び展示関連経費、または(ii) カタログ作成経費を助成</p> <p>(3) 公立美術館共同巡回展企画支援事業 [企画支援] 2館以上の公立美術館が共同で実施する共同巡回展の企画立案に向けた取り組みを支援及び助成</p> <p>(4) 公立美術館共同地域交流プログラム助成事業 [共同地域交流] 2館以上の公立美術館が共同で実施する、公立美術館の所蔵品等をテーマとした展覧会における「地域交流プログラム」の実施に係る経費に対して助成</p>
申請者	地方公共団体が設置する美術館
募集時期 (概ね)	準備年度又は開催年度の前年度の11月頃
決定時期 (概ね)	準備年度又は開催年度の4月頃
助成率等	<p>(1) 助成率 準備年度：助成率10/10 (100万円が上限) 開催年度：助成率2/3以内 (1,200万円が上限)</p> <p>(2) ①助成率 準備年度：助成率2/3以内 (150万円が上限) 開催年度：助成率2/3以内 (2,000万円が上限) ②助成率 経費(i)：助成率2/3以内 (500万円が上限) 経費(ii)：助成率2/3以内 (300万円が上限)</p> <p>(3) 助成率 助成率10/10 (100万円が上限)</p> <p>(4) 助成率 助成率10/10 (100万円が上限)</p>
特記事項	

事業名	公共ホール活性化事業 公共ホール活性化支援事業 公共ホール演劇ネットワーク事業
実施者	(一財) 地域創造 (住所) 〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階 (TEL) 03-5573-4066 (FAX) 03-5573-4060 (Email) <a href="http://www.iafra.or.jp/">www.iafra.or.jp/</a>
分野	音楽、コンテンポラリーダンス、演劇
内容	アーティスト等を地域の公共ホールに派遣し、公演及び地域交流プログラム（ワークショップ・アウトリーチ等）を実施 (対象事業) (1) 公共ホール音楽活性化事業・公共ホール現代ダンス活性化事業 財団の登録アーティスト等を地域の公共ホールに派遣して公演及び地域交流プログラム（ワークショップ・アウトリーチ等）の事業を共催で実施 (2) 公共ホール音楽活性化支援事業・公共ホール現代ダンス活性化支援事業 (1)の事業を実施した団体を対象としたフォローアップ事業。対象団体が、同事業で蓄積したノウハウを活用し、登録アーティストとして実績のあるアーティストを招き、公演及び地域交流プログラム（ワークショップ・アウトリーチ等）を自主的に企画・実施する事業を支援 (3) 公共ホール演劇ネットワーク事業 複数の公共ホールが連携し、演劇公演及び演劇の手法を活用した地域交流プログラム（ワークショップ・アウトリーチ等）の実施を支援
申請者	地方公共団体、公の施設の指定管理者、公益財団法人等
募集時期（概ね）	(1) 前年度7～9月頃 (2) 前年度7～9月頃 (3) 前年度4～6月頃
決定時期（概ね）	(1) 前年度11月頃 (2) 前年度11月頃 (3) 前年度8月頃
助成率等	(1) 登録アーティスト等派遣にかかる経費、地域交流プログラム負担金、講演負担金等を地域創造が負担 (2) 助成期間 2年間 助成額 1年目：アーティスト派遣等の経費の2/3以内 2年目：アーティスト派遣等の経費の1/3以内 (3) 公演事業及び地域交流プログラムにかかる費用の2/3以内（1,200万円が上限）
特記事項	

事業名	現代舞台芸術創造普及活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6338他 (FAX) 03-3265-7474 (分野ごとに異なる)</p> <p>(Email) geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	<p>音楽（オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱等の公演）</p> <p>舞踊（バレエ、現代舞踊、民族舞踊等の公演）</p> <p>演劇（現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル等の公演）</p>
内容	<p>国民が広く多彩な芸術に親しむ環境の醸成に資する現代舞台芸術の創造普及のための公演活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が自ら主催して国内で行う現代舞台芸術の創造普及の公演活動で、青少年、市民を対象とした親しみやすい公演や芸術活動の裾野を広げることをねらいとする公演等</p> <p>※アマチュア等の文化団体が主催する活動は『アマチュア等の文化団体活動助成』に応募してください。【33ページ参照】</p>
申請者	<p>現代舞台芸術の創造普及に係る活動を行うことを主たる目的とする国内の芸術団体等</p> <p>※各申請年度の指定する期間において、応募分野で、国内で自ら主催する有料公演を1回以上実施していること</p>
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	当振興会が行う他の助成事業、文化庁より補助金や委託費等が支出される事業は対象外

事業名	<b>伝統芸能・大衆芸能の公開活動</b>
実施者	<p><b>(独) 日本芸術文化振興会</b></p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6312, 6803 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	雅楽、声明、古典演劇（能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎）、組踊、邦楽、邦舞、落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽等
内容	<p>国民が広く伝統芸能に親しむ環境の醸成に資するための公開活動を支援</p> <p>(対象事業) 申請者が自ら主催して国内で行う上記分野の普及公開活動</p> <p>※温習会（おさらい会・発表会等）は対象外</p> <p>※アマチュア等の文化団体が主催する活動は『アマチュア等の文化団体活動助成』に応募してください。【33ページ参照】</p>
申請者	<p>伝統芸能の保存・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする国内の芸術団体</p> <p>※過去に国内で自ら主催する公演を実施していること</p>
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	美術の創造普及活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-0092 東京都千代田区隼町2-1-3 US半蔵門ビル8階</p> <p>(TEL) 03-5213-4175 (FAX) 03-3511-3454</p> <p>(Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	美術（絵画、彫刻、インスタレーション、写真、映像、工芸、書等） デザイン、建築、メディア芸術（漫画、アニメーション、メディア・アート等）
内容	<p>国民が広く美術に親しめる環境の醸成に資する美術の創造普及のための展示活動を支援</p> <p>(対象事業) 申請者が自ら主催して国内で行う上記分野に関する展示活動（作品の制作は含まれない）</p> <p>※作品を販売するものは対象外</p> <p>※美術館（美術展示施設を含む。）が主催する美術に関する展示活動については、別に募集する「地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）」に応募して下さい。【32ページ参照】 ※アマチュア等の文化団体が主催する活動は『アマチュア等の文化団体活動助成』に応募してください。【33ページ参照】</p>
申請者	<p>美術創造普及に係る活動を行うことを主たる目的とする国内の芸術家又は芸術に関する団体等</p> <p>※過去に国内で自ら主催する展示活動を実施していること</p>
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	<b>多分野共同等芸術創造活動</b>
実施者	<p><b>(独) 日本芸術文化振興会</b></p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6305 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	特定の芸術分野に留まらない分野
内容	<p>特定の芸術分野に留まらない芸術創造活動や芸術家及び芸術家のグループが行う新しい芸術分野を切り開くような独創性に富んだ芸術創造活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が自ら主催して国内で行う次に掲げる公演・展示等の芸術創造活動</p> <p>(1) 異なる分野の芸術団体等が共同して行う公演・展示等活動</p> <p>(2) 特定の芸術分野に分類することが困難な公演・展示等活動</p> <p>(3) 芸術家及び芸術家のグループが行う新しい芸術分野を切り開くような独創性に富んだ新作等の公演・展示等活動</p> <p>※美術に関する展示活動で、展示の一環としてパフォーマンス等が行われるような場合は、「美術の創造普及活動」に応募して下さい。【27ページ参照】</p> <p>※アマチュア等の文化団体が主催する活動は『アマチュア等の文化団体活動助成』に応募して下さい。【33ページ参照】</p>
申請者	<p>芸術の創造普及に係る活動を行うことを主たる目的とする国内の芸術家又は芸術に関する団体等</p> <p>※団体、構成員、芸術家個人が過去に国内で自ら主催する芸術の創造普及に係る活動を実施していること</p>
募集時期(概ね)	前年度11月頃
決定時期(概ね)	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	<b>国内映画祭</b>
実施者	<p><b>(独) 日本芸術文化振興会</b></p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6312 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) eizo@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	日本映画 (上映)
内容	<p>映画芸術の普及・発展に寄与することを目的として開催される大規模で優れた映画祭を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が自ら主催して国内で行う映画祭で、原則として以下の条件をすべて満たしているもの</p> <p>(1) 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上映映画に、「日本映画」が含まれていること</li> <li>・ 講演・シンポジウム・トークショー・コンペティション等の催しのうち、少なくとも一つを行うこと</li> <li>・ 特定の上映テーマ又はコンセプトが明確に設定されていること</li> <li>・ 映画祭のテーマと上映作品の選定を行う責任者が存在すること</li> </ul> <p>(2) 定期的に開催されるもので、有料公開されるもの</p> <p>(3) 映画館又はホール（公民館等を含む）において、上映すること</p> <p>(4) 映画祭として、3日間以上継続して行われるもの</p> <p>(5) 開催地の地方公共団体等の公的機関の支援（財政面以外の支援を含む）を受けけるもの</p> <p>※「日本映画」とは、日本国民、日本に永住を許可された者又は日本の法令により設立された法人により製作された映画（テレビ用アニメーションを除く）</p>
申請者	<p>映画祭を開催することを主たる目的とする国内の団体</p> <p>※過去に映画祭を自ら実施した実績を有すること</p>
募集時期 (概ね)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度11月頃 (4月～3月実施分)</li> <li>・ 当該年度5月頃 (10月～3月実施分)</li> </ul>
決定時期 (概ね)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度3月 (4月～3月実施分)</li> <li>・ 当該年度9月頃 (10月～3月実施分)</li> </ul>
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	日本映画上映活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6312 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) eizo@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	日本映画(上映)
内容	<p>日本映画の多様な鑑賞機会の提供、映像芸術の普及・発展等に寄与することを目的に行われる特色ある上映活動を支援</p> <p>(対象事業) 申請者が自ら主催して国内で行う日本映画の特色ある上映活動で、以下の条件を充たしているもの</p> <p>(1) 上映作品が日本映画を主体としていること (2) 日本映画の多様な魅力を広く国民に伝えるための工夫が凝らされた特色ある内容であること (3) 映画館またはホール(公民館等を含む)において、有料で公開すること (4) 映画祭A及びBに該当しない活動であること ※29ページ参照 (5) 開催地の地方公共団体等の公的機関の支援(財政面以外の支援を含む)を受けるもの</p> <p>※映画の製作活動についての助成は、別に募集する「映画創造活度支援事業(映画製作への支援)」の対象</p>
申請者	映画の上映活動又は製作活動を行うことを主たる目的とする国内の団体
募集時期(概ね)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度11月頃(4月～3月実施分)</li> <li>・当該年度5月頃(10月～3月実施分)</li> </ul>
決定時期(概ね)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度3月(4月～3月実施分)</li> <li>・当該年度9月頃(10月～3月実施分)</li> </ul>
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	<b>地域文化施設公演・展示活動 (文化会館公演)</b>
実施者	<b>(独) 日本芸術文化振興会</b>  (住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1  (TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474  (Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp  <a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a>
分野	文化会館等における公演活動
内容	地域の文化の振興を目的として行う、文化会館等の地域の文化施設の公演を支援  (対象事業) 申請者が当該文化施設において自ら主催し、かつ経費を負担して行う公演。地域性を活かした特色ある企画内容、周年的・記念的な公演、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する活動が対象  ※原則、有料入場であること
申請者	地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを目的として設置された文化会館、文化ホール、劇場、音楽堂等の文化施設の設置者若しくは管理者である団体（地方公共団体・公益財団法人など）
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	地域文化施設公演・展示活動 (美術館等展示)
実施者	(独) 日本芸術文化振興会  (住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1  (TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474  (Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp  <a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a>
分野	美術展示活動 (絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等)
内容	地域の文化の振興を目的として行う、美術館等の地域の文化施設の展示を支援  (対象事業) 申請者が美術館等の当該文化施設において自ら主催し、かつ経費を負担して行う絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の美術展示活動(作品の制作は含まれない) 地域性を活かした特色ある企画内容、周年的・記念的な展示、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する活動が対象  ※原則、有料入場であること
申請者	地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを目的として設置された美術館、美術展示施設、博物館、民俗資料館、埋蔵文化財センター等の文化施設の設置者若しくは管理者である団体(地方公共団体、法人など)
募集時期(概ね)	前年度11月頃
決定時期(概ね)	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	アマチュア等の文化団体活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・その他
内容	<p>アマチュア、青少年等の文化団体が行う文化の振興又は普及を図るための公演、展示その他の活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が日本国内において自ら主催（経費の負担を含む）して行う活動であって、構成員が出演又は出品し、日頃の文化活動の成果を広く公開する以下のような活動に対する補助</p> <p>(1) 地域に根ざした又は国民の文化活動の促進に資する特色ある活動  (2) 5年以上の間隔で行われる周年的・記念的な活動で通年の活動を凌ぐ活動  (3) 分野の複合的な活動や広域的に行う活動又は全国的な大会  (4) 外国の団体等を招聘して行う国際交流活動</p> <p>※原則、有料の活動であることが要件  ※過去に、応募する活動と同一分野の活動を自ら主催し、応募団体の構成員が出演又は出品している活動を実施していることが必要</p>
申請者	<p>文化の振興普及に資することを主たる目的としたアマチュア等の文化団体</p> <p>※地方公共団体（地方公共団体が基本金等を出資している法人を含む）の申請不可</p>
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	<p>文化財</p> <p>助成対象地区</p> <p>(1) 伝統的建造物群保存対策調査若しくは文化的景観保護推進事業の調査事業の調査実施地区又はこれに準じる調査実施地区</p> <p>(2) (1)に該当しない場合でも、地域住民と地元市町村が一体となって、歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用を行っている地域で、市町村の支援が認められ、市町村の推薦が得られる地区</p>
内容	<p>地域の文化の振興を目的として行う、伝統的建造物群、文化的景観等の文化財を保存し、又は活用する活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が「助成対象地区」に関し、自ら行う次に掲げる活動で、特色あるまちづくりによる地域の文化の振興に資する活動</p> <p>(1) 歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料の作成・公開、展示等の普及啓発活動</p> <p>(2) (1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修</p> <p>(3) (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動</p>
申請者	<p>歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に係る活動を行うことを主たる目的とする団体</p> <p>※地方公共団体の申請可</p>
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	民俗文化財の保存活用活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/">http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	国又は地方公共団体が指定、選定（登録を含む）した民俗文化財、記録作成等措置を講ずべき無形の民俗文化財
内容	<p>全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能その他の文化財を保存又は活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が自ら主催し、国内で行う民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化振興に資する活動</p> <p>(1) 民俗文化財の公開活動  (2) 民俗文化財の広域的な交流活動  (3) 民俗文化財の復活・復元  (4) 民俗文化財の記録作成（録音・映像等の記録）による保存活用活動</p>
申請者	民俗文化財の保存・伝承に係る活動を行うことを主たる目的とする団体 ※地方公共団体の申請可
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-7411 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.nti.jac.go.jp/kikin/">http://www.nti.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	伝統工芸技術・文化財保存技術
内容	<p>文化の振興又は普及を図り、伝統工芸技術・文化財保存技術の復元・伝承そのた文化財を保存する活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>申請者が国内において、自らが行う、次に掲げる活動</p> <p>(1) 伝統工芸技術又は文化財保存技術（国指定・選定を除く）の保存伝承活動</p> <p>(2) 衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動</p> <p>(3) 伝統工芸技術又は文化財保存技術の公開活用活動</p> <p>(4) 伝統工芸技術又は文化財保存技術の記録作成（録音・映像等の記録）による保存活用活動</p> <p>※伝統工芸品の製作や文化財の修理等に用いる技術だけでなく、これらを行うに当たって不可欠な道具の製作や原材料の生産等に関する技術についても対象</p> <p>※過去に、国内で助成の対象となる活動を実施していることが必要</p>
申請者	伝統工芸技術・文化財保存技術に係る保存伝承等の活動を行うことを主たる目的とする団体
募集時期（概ね）	前年度11月頃
決定時期（概ね）	前年度3月頃
助成率等	助成金対象経費の総額に応じて、定額を助成
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	映画製作への支援
実施者	<p>(独) 日本芸術文化振興会</p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6312 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) eizo@ntj.jac.go.jp</p> <p><a href="http://www.nti.jac.go.jp/kikin/">http://www.nti.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	映画の製作
内容	<p>優れた映画の製作活動を奨励し、映画芸術の振興を図るため、日本映画の製作活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>次のいずれかの活動区分に該当する日本映画の企画から完成までの製作活動で、国内で原則として完成後1年以内に一般に広く公開されるもの。</p> <p>(1) 劇映画 (2) 記録映画 (3) アニメーション映画</p> <p>①単年度助成 映画の完成年度に助成金を交付する助成制度</p> <p>②2か年度助成 映画の完成の前年度と完成年度の2か年にわたって助成金を交付する助成制度</p>
申請者	<p>映画の製作活動を行うことを主たる目的とする国内の団体</p> <p>※過去に一般に広く公開された映画を製作した実績等を有すること</p>
募集時期 (概ね)	<p>(第1次募集) 前年度11月頃</p> <p>(第2次募集) 当該年度5月頃</p>
決定時期 (概ね)	<p>(第1次募集) 前年度3月頃</p> <p>(第2次募集) 当該年度9月頃</p>
助成率等	<p>※製作する映画の上映時間と製作に要する予算総額によって、応募できる活動区分と助成金額が決定します</p> <p>※予算総額とは、作品の制作に要する直接的な経費のほか、助成対象外経費を含めた事業費の総額</p>
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

事業名	<b>国際芸術交流支援事業</b>
実施者	<p><b>(独) 日本芸術文化振興会</b></p> <p>(住所) 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1</p> <p>(TEL) 03-3265-6045 (FAX) 03-3265-7474</p> <p>(Email) geijutsu-nt@ntj. jac. go. jp</p> <p><a href="http://www.nti.jac.go.jp/kikin/">http://www.nti.jac.go.jp/kikin/</a></p>
分野	音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、多分野共同等
内容	<p>芸術団体の水準向上と国際発信力の強化を図り、国内外で実施する実演芸術の公演活動を支援</p> <p>(対象事業)</p> <p>(1) 海外公演 日本の芸術団体の海外フェスティバルへの参加等に対する補助</p> <p>(2) 国際共同制作公演 国内外で行われる舞台芸術の国際共同制作公演に対する補助</p> <p>(3) 国際フェスティバル 日本で行われる舞台芸術の国際イベントに対する補助</p>
申請者	<p>1. 日本国内の芸術団体</p> <p>2. 団体を構成するスタッフ・キャスト等が当該分野の専門性を有すること等</p>
募集時期 (概ね)	前年度11月頃
決定時期 (概ね)	前年度3月頃
助成率等	<p>助成対象経費の合計</p> <p>(事業によって対象が異なるため要確認)</p>
特記事項	文化庁から助成金を受ける事業は対象外

	<p>fi 七</p> <p>fi 七 % \$ + ! * \$ ' ( % ! % &amp; ! ' &amp; '</p> <p>(TEL)03-6862-9854 (FAX)03-6862-9855</p> <p>(Email)</p> <p><a href="https://istyle-found.org/">https://istyle-found.org/</a></p>
	<p>(対象事業) 現代アート作品の創作、展覧会の開催等</p> <p>(応募資格)※下記全てに該当すること。          (1) 現代アートの制作、現代アートの展示又は現代アートの制作・展示双方に従事・活動する個人又は団体          (2) 申請する分野において2年以上の活動実績があること          (3) 営利を目的としない活動であること          (4) 原則として国内における活動であること          (5) 活動状況及び成果について適正に報告できること</p>
	% & %
	,
	% % \$ \$
特記事項	











































